

平成 13 年度の独立行政法人土木研究所の業務運営に関する計画

平成 14 年 2 月 18 日改正

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間における独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づいた平成 13 年度の研究所の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1-1. 組織運営における機動性の向上

(1) 再編が容易な研究組織形態の導入

管理・企画部門として総務部及び企画部を置くとともに、研究及び技術開発（以下「研究開発」という。）のニーズの変化に応じた研究体制の再編を容易とするため、機動性の高い柔軟な組織として研究領域毎に研究グループを設置し、その下に各研究分野を担当する上席研究員を配置する。また、上記のほか、新潟試験所を置く。

(2) 研究開発の連携・推進体制の整備

横断的な研究分野の研究開発を実施するとともに、外部研究機関等との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進等を行うため、研究グループとは別に技術推進本部を設置する。

1-2. 研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充

(1) 研究評価体制の構築

評価の実施やその方法を具体的に定めた研究評価要領を第一四半期内に整備する。また、内部評価を実施する組織として研究所内のメンバーから構成される内部評価委員会、外部評価を実施する組織として大学、民間の研究者等専門性の高い学識経験者により構成される外部評価委員会を設置し、研究開発の要否、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を実施する。なお、これら評価にあたっては、事前に自己評価を実施する。

委員会より提示された評価の結果については、研究所のホームページにおいて速やかに公表する。

(2) 競争的資金等外部資金の活用の拡充

科学技術振興調整費、地球環境研究総合推進費、国立機関原子力試験研究費等の競争的資金に関して、研究所として優先して取り組む研究開発項目を整理した上で、競争的資金の要求を行うとともに、獲得した資金を活用した研究開発を積極的に実施する。

また、国土交通省本省及び地方整備局等からの受託研究を積極的に実施する。

1-3. 業務運営全体の効率化

(1) 情報化・電子化の推進

研究所設立後、速やかにインターネット、メール等の情報システムの基本環境を構築するとともに、継続的にその高度化を進める。また、会計システムの基本システムを年度内に整備するほか、研究データベースの構築に着手する。

(2) アウトソーシングの推進

アウトソーシングの検討のための業務の洗い出しを行い、アウトソーシングの適否の検証を行った上で、可能かつ適切なものはアウトソーシングを図る。本年度においては、庁舎管理業務、研究施設の保守点検業務、清掃業務等の業務についてアウトソーシングを実施する。

(3) 一般管理費の抑制

業務運営全体を通じて経費の削減を図り、本年度の一般管理費については、予算に定める範囲内で適切な執行を行う。

1-4. 施設、設備の効率的利用

大型三次元振動台、構造物実験施設等の主な施設について、研究所による本年度の利用計画を速やかに策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間を公表する。なお、利用計画に変更が生じた場合には、変更内容を公表する。

外部機関の利用に係る要件、手続き及び規程（利用料等に係るものを含む）を第一四半期内に整備し、公表する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2-1. 研究開発の基本的方針

(1) 土木技術の高度化及び社会資本の整備・管理に必要となる研究開発の計画的な推進

本年度より着手する研究開発課題について、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間、研究過程等の目標を設定した実施計画を早期に策定し、計画的に実施する。なお、策定した実施計画については、行政のニーズの動向等も勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

(2) 社会資本の整備・管理に係る社会的要請の高い課題への早急な対応

中期計画に示す重点プロジェクト研究のうち、本年度においては、[別表－1](#)に示す重点プロジェクト研究に着手する。

なお、本年度中に、社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる課題が新たに発生した場合には、当該課題に対応する重点的研究開発として新規に重点プロジェクト研究を立案し、内部評価委員会及び外部評価委員会の評価を受けた上で実施する。

2-2. 他の研究機関等との連携等

(1) 共同研究の推進

共同研究の実施の際の具体的手続き等を定めた共同研究実施規程を速やかに整備するとともに、外部の研究機関との定期的情報交流の場を設置するなどにより、共同研究の発掘を行う。なお、本年度は10件程度の共同研究を新規に実施する。

また、科学技術協力協定等に基づいて米国、フランス、イタリア等と共同研究を実施し、研究者の交流の一環としてフランス中央土木研究所（LCPC）等共同研究の相手側機関へ研究者を派遣するとともに、日米橋梁ワークショップ等の会議への参加、ワークショップの報告書の共同執筆等を積極的に実施する。

(2) 研究者の受入れ

国内の他機関からの研究者を受け入れる交流研究員制度を創設し、民間や公団から 40 名程度を受け入れるとともに、各種フェローシップ制度等を活用し、米国、インド等から海外の優秀な研究者を 10 名程度受け入れる。

2-3. 技術の指導及び研究成果の普及

(1) 技術の指導

災害を含めた土木関係の技術的課題に関する指導、助言を実施するための技術指導規程を速やかに整備し、地方整備局、地方公共団体等からの依頼に基づき技術指導を実施する。また、地方整備局、地方公共団体、財団法人等の要請による技術委員会の参画および研修講師を通して技術的な指導、助言を行う。

(2) 研究成果の普及

ア) 研究成果のとりまとめ方針及び迅速かつ広範な普及のための体制整備

研究所の研究成果の発表会を 2 月頃に開催する。また、研究所の設立後、直ちにホームページを立ち上げ、旧土木研究所から引き継いだ研究及び出版物、刊行物、取得特許等の情報を提供する。さらに、研究所としての研究開発の状況、成果もできる限り早期に電子情報として広く提供する。

土木の日（11月）の行事の一環として、一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施する。

イ) 論文発表、メディア上での情報発信等

研究成果について論文としてとりまとめ、学会において発表するほか、査読付き論文等として関係学会誌・論文集、その他専門技術誌へ投稿する。また、研究成果がより広く伝わるような公表方法を定めた広報基準に基づき積極的な広報、情報発信を行う。

技術推進本部において、特許等の知的財産権や新技術の現場への実用化と普及の方針を検討するとともに、特許の出願や獲得に関し、研究者をバックアップするため、煩雑な手続き等に関する専属のスタッフを技術推進本部に配置する。

ウ) 研究成果の国際的な普及等

職員を第 9 回世界湖沼会議や第 15 回国際地盤工学会等の国際会議等に参加させ、研究成果の発表等を通じて研究成果の国際的な普及を図る。

さらに、国際協力事業団（JICA）の要請を受け、河川・ダム研修等を通じて開発途上国の研究者等に指導を行うとともに、JICA の専門家派遣制度を通して諸外国における技術調査・指導を実施し、日本の技術の普及を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

3-1. 予算

本年度の予算は、下記のとおりとする。

- (1) 総計 [別表-2](#)
- (2) 一般勘定 [別表-3](#)
- (3) 治水勘定 [別表-4](#)
- (4) 道路整備勘定 [別表-5](#)

3-2. 収支計画

本年度の収支計画は、下記のとおりとする。

- (1) 総計 [別表-6](#)
- (2) 一般勘定 [別表-7](#)
- (3) 治水勘定 [別表-8](#)
- (4) 道路整備勘定 [別表-9](#)

3-3. 資金計画

本年度の資金計画は、下記のとおりとする。

- (1) 総計 [別表-10](#)
- (2) 一般勘定 [別表-11](#)
- (3) 治水勘定 [別表-12](#)
- (4) 道路整備勘定 [別表-13](#)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 900 百万円とする。

5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

5-1. 施設及び設備に関する計画

本年度に実施する主な施設整備・更新及び改修は [別表-14](#)のとおりとする。

5-2. 人事に関する計画

公募による任期付き研究員の採用や、関係省および関係機関等との人事交流等による必要な人材の確保を積極的に進める。
